

# ヨーロッパの職業訓練

—技術革新下の新動向を中心に—

## 序 編

### 変動するヨーロッパの職業教育・訓練

#### I 共通の傾向

1960年代を通じて各国の教育と訓練の分野には幾多の変革と発展が見られるが、その背景には甚だ複雑な社会的、経済的、技術的因素がからみ合っている。従つて技術革新の急速なテンポと共に変動する教育制度や訓練組織のパターンは当然多様的であり、複雑化している。このことは私達渡欧労務管理専門視察団が訪問した各国、即ちスエーデン、英國、西ドイツ、ベルギー、フランス、スイス及びイタリーに限つたことではなく、東欧各国やアメリカ合衆国についても言われる。

即ち殆んど何れの国でも職業教育、職業訓練を含めて教育制度全般を拡充し、再編成し或は改革しようと並々ならぬ努力を払つているのが現状である。

1960年代こそは職業教育、訓練の変革期と称してよいであろう。

## II 職業教育・訓練制度の変革

1960年代の変革的措置について具体的な事例を挙げると、先ず英国は1964年欧州では劃期的と謂われる産業訓練法 (the Industrial Training Act) を公布し、その思想的背景に(イ) 技能の重視と、(ロ) 能力主義の強調を打ち出し、他方には技術専門学校と企業との产学協同の緊密化を計つている。

スエーデンでは、1964年職業教育を一元的に統轄する機関として国家(王立)教育委員会、(Skolöver styrelsen)を設置し、普通教育、技術教育、職業教育の既存の三分流的概念を統合調整した所謂コンプリヘンシブ、スクール (comprehensive school) (総合学校)の思想を学制改革の目標とし、義務教育年限を延長して9年制の総合学校とした。

フランスでは、職業教育制度の全面的改正が進んでいる。その改正は1959年既に部分的改革があり、その後度々修正され、複雑な教育組織の中に技術教育振興の意図がうかがわれるが、特に注目すべき変革は1966年12月公布の新職業訓練法であり、同法によつて職業訓練と一層の教育の充実化(further education)と成人職業訓練制度の近代化を計つた。更に産業界からの強力な要望に応じて学校制度の改革を進め、遂に1968年末、2年制の工科大学を新設し、当面する中堅技術者不足対策の解決を計ろうとしている。

又西独逸では永年の伝統として徒弟制度の基盤に立つた職業教育を保持している点は英国と同じであるが、企業内で自主的に運営されて来た職業訓練は、職業学校への通学義務によつて補足されており、技術革新のテンポに即応するためには従来の徒弟養成の内容が質量両面から近代化する必要は茲三拾年来論議され、これ迄の多種多岐にわたる関係訓練法規や行政規則等を一元的に統合調整する必要性が当事者間の一致した認識となつて、遂に1969年7月即ち吾々視察団現地訪問の折に新しい職業訓練法案が国会の審議をパスし、近く法制化と公布措置が見られるものと判断された。

※ ドイツの新しい職業教育、訓練法案は1969年9月1日を以て職業訓練法 (Berufsbildungsgesetz) として公布された。

このような各国の一連の制度改革や新しい法的措置等についての詳細は、次の各国編の項で説明する。

### III 職業教育・訓練の三つの類型

各国の職業教育、訓練の変革が多様且つ複雑化しつつあると冒頭で述べたが、理解の便宜上欧州各国の職業教育、訓練のパターンを次の三つに類別して見る。

#### (1) 徒弟養成制度を基盤とした教育、訓練

イギリスやドイツがその典型である。(但し旧来の徒弟制度 (アプレンテイスシップ) は時代の進歩と共に特に技術革新に即応した内容の変革に伴つてより広い知識とより高く巾広い技能を持つた専門的技能者を目指している以上、徒弟という呼称をやめて技能者養成制度と訳語を決めたい)。

#### (2) 学校を基礎とする職業教育制度

ベルギーやスエーデンがそれである。

#### (3) 混合制度

アプレンテイス制度と学校教育の混合制度、フランス、オランダ、イタリー、米国などが上記(1)と(2)をミックスした例である。

### IV 共通の特色として

#### ~~~~~教育と訓練の融合~~~~~

従来殆んど何れの国に於ても、教育と訓練とは別個のものとされてきた。即ち普通教育はエリートの為のものであり、職業訓練は中退者や成績のあまり良

くない者のためだとすると古い観念が根強かつた。又教育と訓練という言葉の定義が前者は、特定の限られた分野だけに関連した知識や技能よりもむしろ人生活動のあらゆる分野に於て必要とされる知識、道徳的価値、及び理解力を啓発することを目標とし、後者即ち職業訓練は、本来的には特定の経済活動の分野での雇用のために必要とされる知識と技能を供与することを目標として来た。

然るに技術革新と教育民主化の時代になつてからは教育と訓練の両者の上記の如き峻別が出来なくなりつつある。即ち、教育と訓練の両分野の従来の限界線が次第に消滅しつつあるといえる。

具体的な事例を挙げると、スエーデンで決定した9年制義務教育の才八年目にはPRYO制度即ち全生徒に特定職種の実務実習をやらせ最終の才九年目には基礎的職業訓練が実施されておる。これは明らかに普通教育の職業化であり、教育と訓練は統合された形である。

フランスに於ても、学制改革によつて義務教育期間を10年制に延長（従来は8年）して、義務教育の最終年次に最終実科学級を創設した。この新措置は明らかに中等教育の才一課程の終りに職業訓練という実用科を導入した訳であり、普通教育の職業化の良き事例である。

従つて技術革新と教育の民主化の時代にあつては教育と訓練の関係は、企業と学校との協力関係を中心にして益々緊密化する方向にある。その上産業界は教育と経済のニーズ（needs）の密接な結びつきを要求し、職業訓練の対象を巾の広い技能と高度の知識を持つた専門的技能者の養成という次元の高い目標に置き換えてきつつある。

教育と訓練の統合的傾向は特にドイツの場合に顕著である。そこではアプロンティス制度という工場現場での技能訓練と義務制による職業学校に於ける教育とが有機的に統合され協力し合つており、この企業ベースの訓練と学校ベースの関連教育（一般教育も含めての）との二元併用制（dual system）はドイツの新職業訓練法（案）にも明示されており、ここにも教育と訓練の融合が看取される。ドイツ労働総同盟（D G B）の思想が「教育の中核的存在とし

ての職業訓練」としての発想を有するのもこの事情を最も端的に表明するものである。

## V 各国の職業教育・訓練に関する共通の認識

各国が教育制度の改革や訓練組織の再編成の措置を次々と実施しつつある事態は前述の通り極めて多様的であり、そのパターンも複雑であるが、技術変化の極度に急速な進展という同じ条件の下で各国とも職業訓練の領域については共通の認識を持つていることが注目される。

それは、職業訓練があらゆる年令のあらゆる層の人々を対象として扱っていること。そして職業訓練が経済成長の道具（手段）として使われていること。然もこの道具を本来的に使用すれば、国民の繁栄と、その人個人の社会的願望の充足と二つながら促進することに役立つものであるという認識が各国とも共通に存在する。

即ち新時代の職業訓練は過去の孤立的立場から脱却してきつつある。もはやそれは教育者や職業訓練専門家達だけの独占物ではなく、職業訓練も又益々経済的及び社会的施策の中に一元的に含まれつつあるといえるのである。このような共通の認識は、日本の職業訓練制度の改革の中に大いに学びとる可きものと思われる。

